
茅野市道路河川等整備計画

2018 — 2027

～快適で安全な災害に強い道路・河川等の整備充実～

長野県 茅野市

目 次

第1章 道路河川等整備計画の策定にあたって	1
1 策定の背景	1
2 策定の目的	1
3 計画の位置付け	1
4 計画期間	2
第2章 茅野市の道路河川等の現状と課題	3
1 道路、橋梁の現状と課題	3
2 交通安全対策の現状と課題	5
3 準用河川・普通河川の現状と課題	5
4 地籍調査事業の現状と課題	8
第3章 道路河川等整備の基本目標と基本方針	9
1 整備計画の基本目標	9
2 整備計画の基本方針	9
第4章 道路河川等整備の具体的事業と目標水準	10
茅野市道路河川等整備計画体系図	11
1 道路・河川管理対策	12
2 道路・河川維持対策	14
3 道路・河川建設対策	17
4 交通安全対策	23
5 地籍調査対策	27
6 国・県道等建設関連・バイパス対策	29

第1章 道路河川等整備計画の策定にあたって

1 策定の背景

我が国では近年、急速な高齢化と少子化による人口減少への対応や自然災害への対応などが重要な課題となっています。

最も身近な社会資本として人や物の移動を円滑化させる道路、橋梁は、社会経済の活力を支えるとともに、都市の骨格を形成し、物流の効率化や広域連携の強化、安全・安心の確保、ライフラインの収容空間として利用されるなど、その役割は極めて重要であり、地域住民の日常生活を支え、あらゆる人が暮らしやすく快適な生活環境を形成するための生活道路としての役割を担っています。

また、河川は、近年の異常気象によるゲリラ的な集中豪雨や台風がもたらす大雨が発生していることなどから、水害による被害を防止するため、河川の整備と維持管理が重要な責務となっています。

これまでに築き上げてきた道路・橋梁・河川等の構造物は老朽化が進んでおり、厳しい財政状況により財源不足が深刻化する中、限られた財源を有効に活用して道路等の施設整備を進め、既存の道路・橋梁・河川等の維持管理・更新・修繕や災害復旧への迅速化等に寄与する対策などについて、道路河川等の分野が取り組む事業を明らかにして計画的に進めることが求められています。

2 策定の目的

第5次茅野市総合計画の都市基盤分野の基本政策である「豊かな自然と共生した安心・快適なまちづくり」に基づき、政策の方向性を実現するための基本計画（分野別計画）に具体的な実行計画として位置づけるもので、舗装長寿命化修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画、河川改修計画などの計画を踏まえ、道路・河川等の整備に関して優先順位を決め、着実に課題解決に向けた取組を行い、「快適で安全な災害に強い道路・河川等の整備充実」を図ることを基本目標として、「茅野市道路河川等整備計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定します。

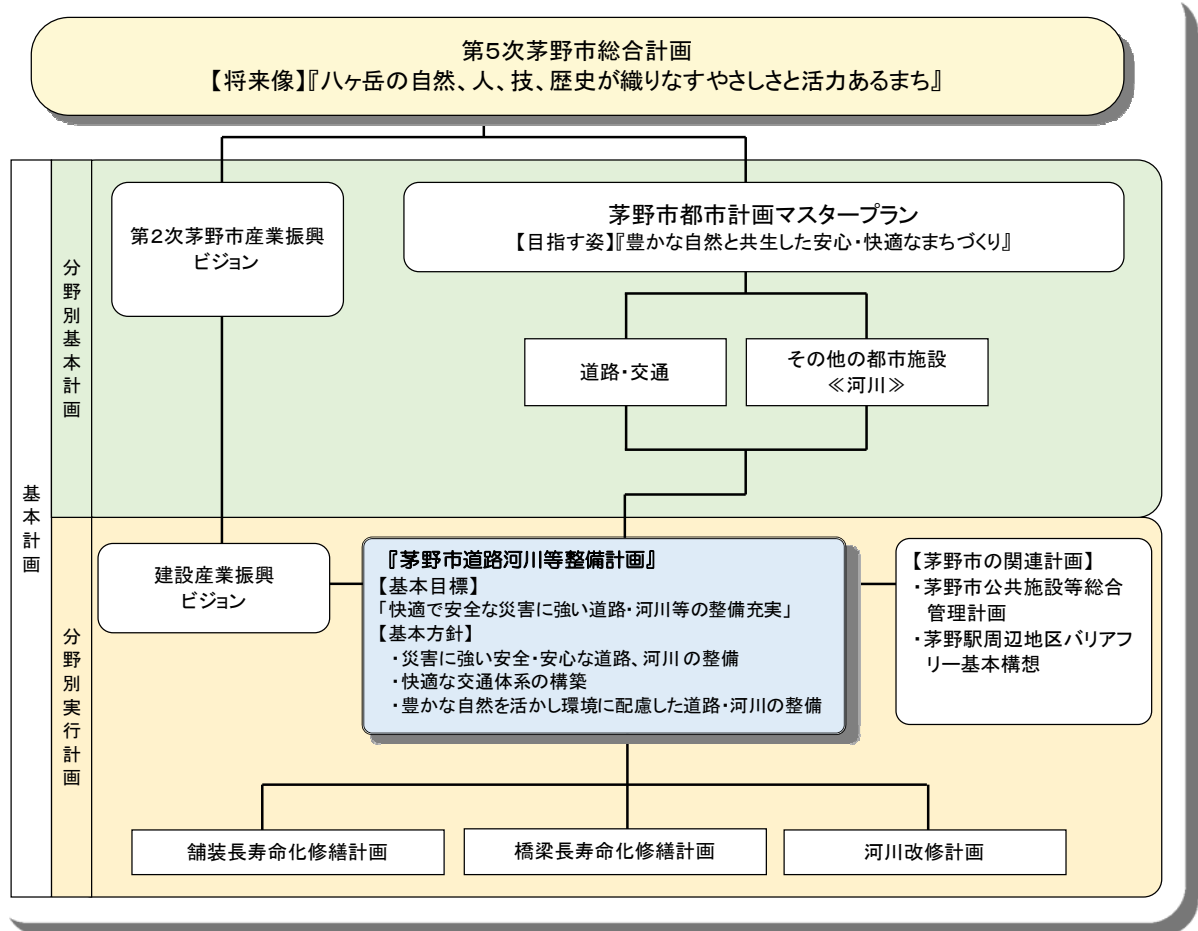
3 計画の位置付け

平成30年度（2018年度）を始期とする第5次茅野市総合計画は、基本構想、基本計画で構成され、その内、分野別基本計画は、基本構想に掲げる各分野の基本的な方針を横断的に連動させ、体系的に施策を実行する分野別計画を基本計画としています。

都市基盤分野の分野別基本計画である「茅野市都市計画マスタープラン」に示す道路・交通・その他の都市施設の分野別実行計画として本計画を策定します。

また、本計画は、平成29年（2017年）2月に策定した「茅野市公共施設等総合管理計画」に基づき、道路・河川分野における具体的な対応方針を示す個別施設計画とします。

【図表1】茅野市道路河川等整備計画の位置づけ



4 計画期間

本計画は、多くの市民が身近で広く利用し、生活や経済活動を支える道路や自然災害から人命や財産を守るための河川等の公共土木施設に関する整備などについて、2018年度を初年度とし、2027年度を目標年度とする長期10か年計画とします。ただし、第5次茅野市総合計画や茅野市都市計画マスタープランなどの上位計画の進行管理や茅野市を取り巻く社会経済情勢などの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うとともに、前期（2018年度～2022年度）から後期（2023年度～2027年度）へ移行する時期に見直しを行います。

第2章 茅野市の道路河川等の現状と課題

1 道路、橋梁の現状と課題

茅野市は、茅野駅を中心に市街地が形成され、道路網としては、国道20号及び中央自動車道が茅野市の西南部を走り、国道152号、国道299号及び主要地方道3路線、県道7路線とこれらを連結する市道で形成されています。

平成29年（2017年）4月1日現在において、市道の路線数は、10,408路線あり、実延長は約1,796kmです。また、舗装道路の延長は約915kmで、実延長に対する舗装率は約51%になります。未舗装道路の延長は約881kmあり、主に山間部などの生活に影響がない地域の道路です。歩道が整備されている延長は約77kmで、主要な道路を中心に整備されています。

また、茅野市が管理する橋梁の数は504橋あり、5年に一度の法定点検が義務づけられていることから、平成26年度（2014年度）から第1次の橋梁点検を実施しており、平成30年度（2018年度）に対象となる橋梁の点検が一巡します。

既に茅野市では、平成29年度（2017年度）までに実施した点検結果を踏まえ、平成26年度（2014年度）から緊急性、重要度の高い橋梁から修繕工事に着手しています。

道路の舗装については、平成27年度（2015年度）から5か年計画で実施している第1次舗装集中修繕工事を進めており、今後の舗装修繕工事の計画について検討する必要があります。

橋梁の修繕工事については、橋梁点検の結果を踏まえて、総合的に修繕の優先度を検討する必要があります。

また、道路付属施設については、自然環境の変化などにより、破損や老朽化が進んでいることから、計画的に修繕をする必要があります。

【図表2】茅野市が管理する道路延長

種別	路線数	実延長（m）	舗装済延長（m）	未舗装延長
1級市道	33	89,421.4	78,276.3	11,145.1
2級市道	26	44,999.0	44,653.6	345.4
その他市道	10,349	1,662,483.2	792,525.2	869,958.0
合計	10,408	1,796,903.6	915,455.1	881,448.5

（平成29年（2017年）4月1日現在）

※市道はその重要度に応じて、1級市道、2級市道、その他市道に分けられています。

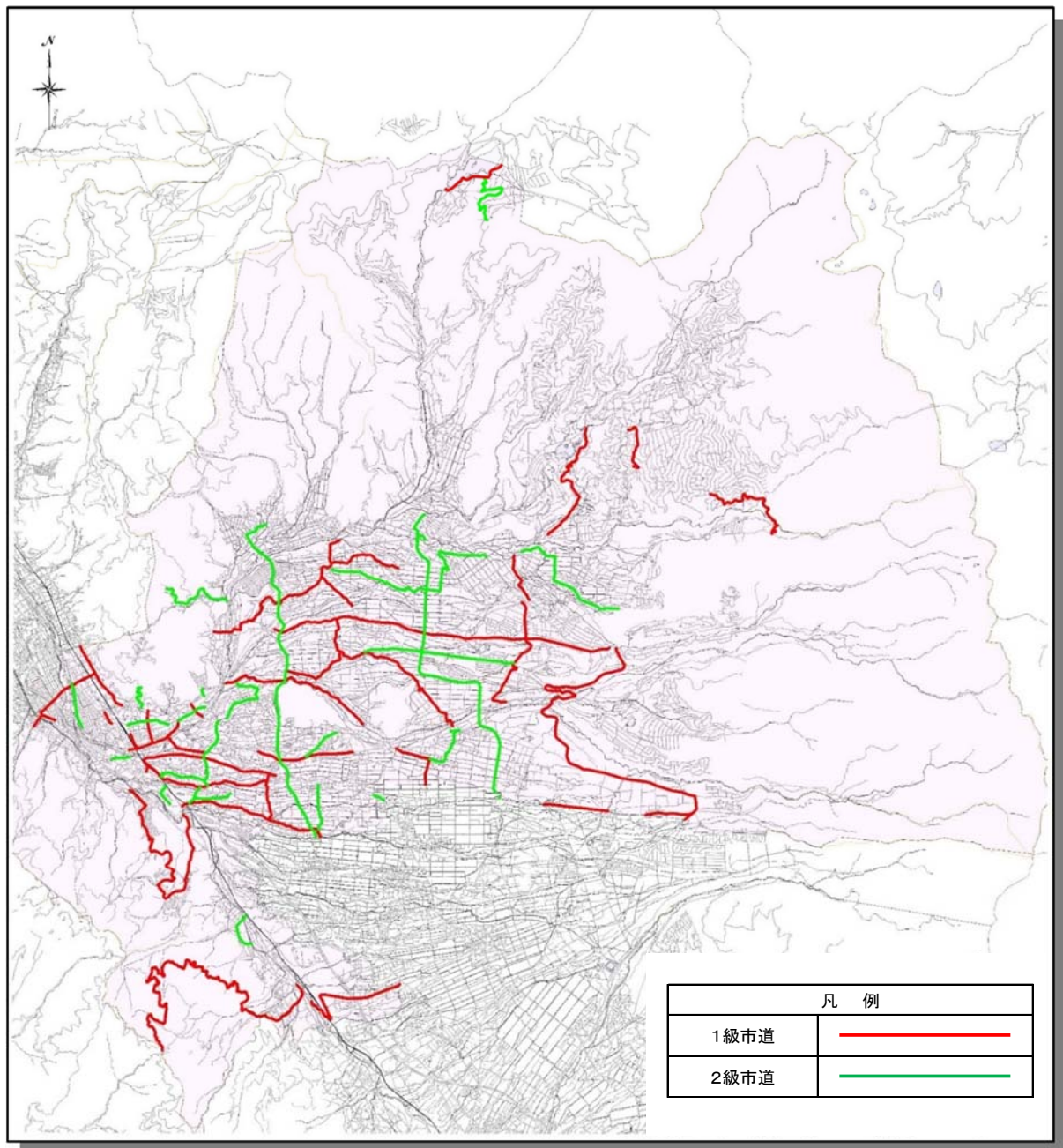
- 【1級市道】
 - ・都市計画決定された街路
 - ・主要集落（戸数50戸以上）とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路など
- 【2級市道】
 - ・集落（25戸以上）相互を連絡する道路
 - ・集落とこれに密接な関係にある一般国道、都道府県道又は幹線1級市道とを連絡する道路など
- 【その他市道】
 - ・1級市道、2級市道以外の市道

【図表3】茅野市の管理橋梁数

橋梁の延長	5m未満	5m以上 10m未満	10m以上 15m未満	15m以上	計
橋梁数 (橋)	217	137	51	99	504

(平成29年(2017年)4月1日現在)

【図表4】茅野市1級、2級市道路線図



2 交通安全対策の現状と課題

道路反射鏡（カーブミラー）、標識等の交通安全施設は、自然環境等の影響により、老朽化が進み、交換が必要な施設が増えつつあります。

平成29年（2017年）12月31日現在で茅野市内には道路反射鏡が1,646基設置されており、平成22年度（2010年度）から平成28年度（2016年度）に調査を実施したところ、冬期の融雪剤散布による腐食や凍結による支柱の破裂などが原因で倒壊の危険性が高くなっています。また、鏡面の腐白濁化が進んでいるものなどが100基以上あることから、計画的に交換する必要があります。

また、道路区画線（外側線・中央線・停止指導線等）の損耗や転落防止柵（ガードレール等）の破損も多くなっています。

茅野警察署管内における交通事故等については、減少傾向にあるものの依然として発生している状況です。

このことから、茅野警察署、茅野交通安全協会茅野支部等と協力して、生活道路や交通量の多い幹線道路を中心に、高齢者と子ども、歩行者と自転車を交通事故から守るための交通安全対策を継続していく必要があります。

3 準用河川・普通河川の現状と課題

茅野市内には、18の一級河川、18の準用河川及び29の普通河川があり、その内、茅野市が管理する準用河川と普通河川の総延長は、103,565mになります。

今までの河川整備の対応については、主に災害等が発生した後に被災した箇所を復旧する対応を行ってきましたが、これからの河川整備の対応については、豪雨に対してどの程度耐え得る能力があるかなどを検証して対応する必要があります。

このことから、河川の脆弱な箇所を把握し、改修箇所や工法を適切に選定して予防する対応が求められています。そのため、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5か年で茅野市が管理する河川を対象にした「河川現況調査」を実施しました。

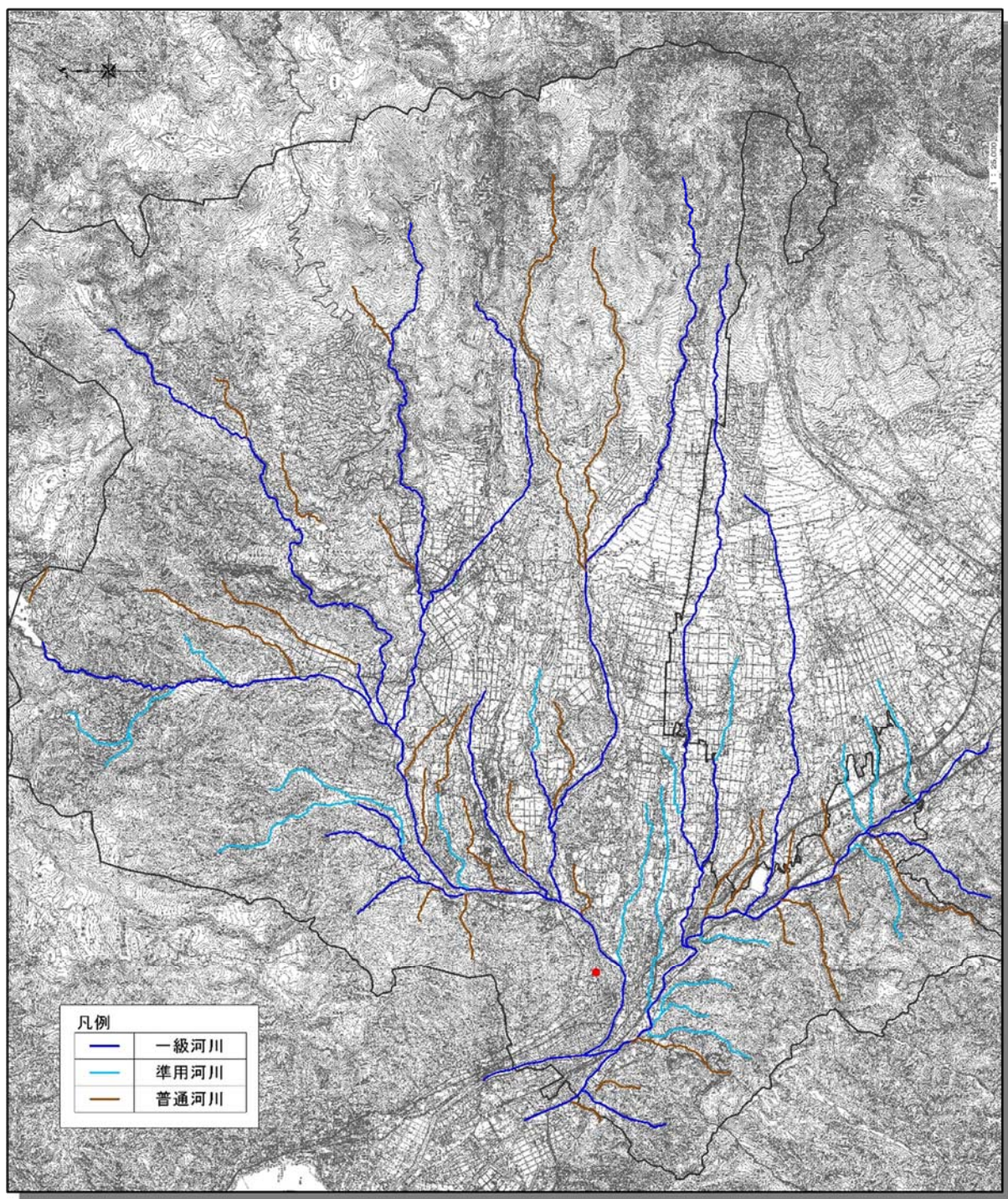
河川現況調査では、河川の流下能力、土砂の堆積、植生繁茂による河積阻害、護岸の破損、護岸基礎、河床の洗掘箇所などの状況を確認していますので、今後の河川整備にあたっては、河川現況調査の結果を踏まえて、緊急性、必要性、重要性等を考慮し計画的かつ経済的に改修、修繕を進める必要があります。

また、最近では、平成29年（2017年）10月22日から23日にかけて茅野市を通過した台風21号による大雨で水路から溢水して住宅等へ浸水被害をもたらしたことや異常気象によるゲリラ的な集中豪雨が発生していることから、災害に強い河川整備等を進めるため、雨水処理計画と整合させた河川整備を進めて行くことが必要になってきています。

【図表5】茅野市を流れる河川一覧

一級河川		準用河川		普通河川	
河川名	延長(m)	河川名	延長(m)	河川名	延長(m)
上川	36,784	麻浸川	1,950	水眼川	1,000
宮川	10,600	蟹出川	1,100	矢ノ口川	700
下馬沢川	2,000	川久保川	4,800	宮沢川	500
弓振川	5,800	藤原川	3,900	大早川	500
大沢川	2,227	中笹川	1,600	小早川	1,100
取翻川	650	多々羅川	2,500	舟ヶ久保川	800
日影田川	5,500	芋倉川	3,500	大崩川	2,750
追出川	1,000	左エ門川	2,000	半僧川	600
柳川	17,400	鳴沢川	2,300	中野沢川	1,000
角名川	6,500	百々川	900	ヨキトギ川	2,300
茅野横河川	2,700	ヒエダ川	800	西沢川	500
桧沢川	2,500	浦ノ沢川	800	才野川	1,500
滝ノ湯川	11,118	金川	2,000	入合戸川	2,000
音無川	10,355	上場沢川	3,025	北川	2,500
阿久川	900	前島川	3,440	芋倉川	2,000
前島川	1,860	田沢々川	5,600	北の久保川	1,800
上場沢川	1,800	車川	2,400	山口沢川	1,500
前沢川	2,500	金山沢川	1,000	尼御前川	1,500
				蛇石川	500
				問屋川	1,000
				持栗川	3,100
				蓮井沢川	3,500
				小斉川	2,000
				常滑川	2,700
				サカサ川	1,500
				鳴岩川	9,600
				槻ノ木川	7,400
				大日影川	2,600
				丸生戸川	1,500
一級計	122,194	準用計	43,615	普通計	59,950

【図表6】茅野市主要河川図



4 地籍調査事業の現状と課題

茅野市は、昭和29年(1954年)に地籍調査事業へ着手しましたが、昭和31年(1956年)から休止の状態となっていました。

国は、多くの土地で境界や地積が不明確のままとなっている状況を踏まえ、地籍調査事業の休止や未実施の市町村へ推進要請を強めたことから、茅野市では、茅野市全体面積から国有林を除いた面積を調査対象面積とし、その内、ほ場整備事業地、土地区画整理事業地、崖地、山林を除いた主に住居集落を第1次調査対象面積(28.57k㎡)として、平成24年度(2012年度)から事業を再開しました。

地籍調査事業の全国の進捗率は、対象面積の52%が実施済となっており、長野県の進捗率は対象面積の38%が実施済となっています。

茅野市の現状は、ほ場整備事業で整備された面積(13.12k㎡)と土地区画整理事業で整備された面積(1.08k㎡)を合わせた面積(14.20k㎡)は、地籍調査の実施と同等に扱われるため、この面積に平成24年度(2012年度)から再開した地籍調査で実施した面積(1.34k㎡)を加算した面積(15.54k㎡)が実施済面積となります。

茅野市は対象とする調査面積が広いこと、近年の国・県補助金の内示額が低迷していること、調査費単価が高騰していることにより事業期間が長期間に及ぶことが課題となっています。

【図表7】地籍調査実施済面積一覧

調査実施済面積(k㎡)			その他の事業(k㎡)	
第1次地籍調査事業				
地区	計画面積	実施済面積	事業名	実施面積
玉川	5.22	1.34	ほ場整備事業	13.12
ちの,宮川,米沢,豊平,泉野, 金沢,湖東,北山,中大塩	23.35	—	土地区画整理事業	1.08
地籍調査事業 計	28.57	1.34	その他の事業 計	14.20
地籍調査実施済面積 計		15.54		

第3章 道路河川等整備の基本方針と基本目標

1 整備計画の基本目標

茅野市においても、人口減少や少子高齢化をはじめ、激甚化する災害、加速するインフラの老朽化、厳しい財政状況など多くの課題を抱えており、これらの課題を克服していかなければなりません。

分野別基本計画である茅野市都市計画マスタープランに掲げる都市基盤分野の目指す姿である「豊かな自然と共生した安心・快適なまちづくり」と整合を図るとともに、建設産業振興ビジョンの基本目標である「自然環境を活かした安全・安心で、にぎわいのあるまちづくり」を達成するための柱の1つである「豊かな自然を活かし環境に配慮した災害に強いまちづくりの推進」を考慮しながら道路河川等の充実を図っていきます。

このことから、本計画の目指す「基本目標」として次のように定めます。

快適で安全な災害に強い道路・河川等の整備充実

2 整備計画の基本方針

本計画の策定の基本目標である「快適で安全な災害に強い道路・河川等の整備充実」を念頭に、安全性と利便性の向上を図るため、次の3項目を整備計画の「基本方針」とします。

方針1 災害に強い安全・安心な道路、河川の整備

道路・橋梁・河川等を適切に維持管理することに努め、施設の長寿命化対策や危険箇所を解消することにより、安全・安心の確保を図ります。

災害時において、緊急車両や救急車両の通行に支障にならないような施設強化を図り、地籍調査事業を進めることにより、個人財産と公共財産の明確化を進め、災害時の迅速な復興に備えます。

方針2 快適な交通体系の構築

国道・県道の計画等と整合を図り、交通渋滞の解消と快適な道路網の構築を目指します。

方針3 豊かな自然を活かし環境に配慮した道路・河川の整備

「茅野市公共事業等環境配慮指針」に則り、自然環境や景観を保全するため、環境に配慮した道路・河川整備に努めます。

第4章 道路河川等の具体的事業と目標水準

市道は、市民生活の日常を支える生活道路、広域的な道路網の構築、災害発生時における緊急避難路となる防災機能、ライフラインの収容空間などの重要な役割を担っていることから、道路整備事業は、安全・安心な移動空間を確保し、あらゆる人が暮らしやすく快適な生活環境を形成する上で重要な事業であります。

このことから、道路整備については、市民生活に直結した優先度の高い路線、幹線となる1級市道、2級市道、整備要望路線で改築・改良等が必要な路線について、整備の重要性、必要性、緊急性等を客観的に判断しまた、社会・経済情勢の変化に伴う国の方針、国・県が実施する関連事業、茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想などの関連計画や舗装長寿命化修繕計画などの計画を考慮して、合理的かつ効果的に投資効果が高い道路から重点的に整備します。

橋梁については、従来の「対処療法的対応」から「予防保全的対応」へ転換し、経済的かつ効果的に修繕工事を実施するため、橋梁点検の結果を踏まえ、健全度と路線の重要度を総合的に勘案し優先度の高い橋梁から修繕工事を実施します。

交通安全施設整備については、日常の道路修繕を適切に実施して、安全で円滑な交通の確保を図ります。また、交通安全対策については、高齢者と子ども、歩行者と自転車を交通事故から守るための広報・啓発活動を関係団体と協力して事業を推進します。

河川整備については、環境へ配慮するとともに、災害に強い河川環境の整備を進めるため、河川現況調査の結果を踏まえ、茅野市が管理する準用河川と普通河川の護岸改修・河床整備などの工事を実施して、河川環境の向上と保全に努めます。

また、河川内の環境整備については、立木の剪定、堆積土砂の撤去などを実施して、河道、護岸、その他の施設を良好な状態に保ち、河川本来の機能が発揮されるよう、状況の把握に努めるとともに、各種団体と連携して適切な維持管理に努めていきます。

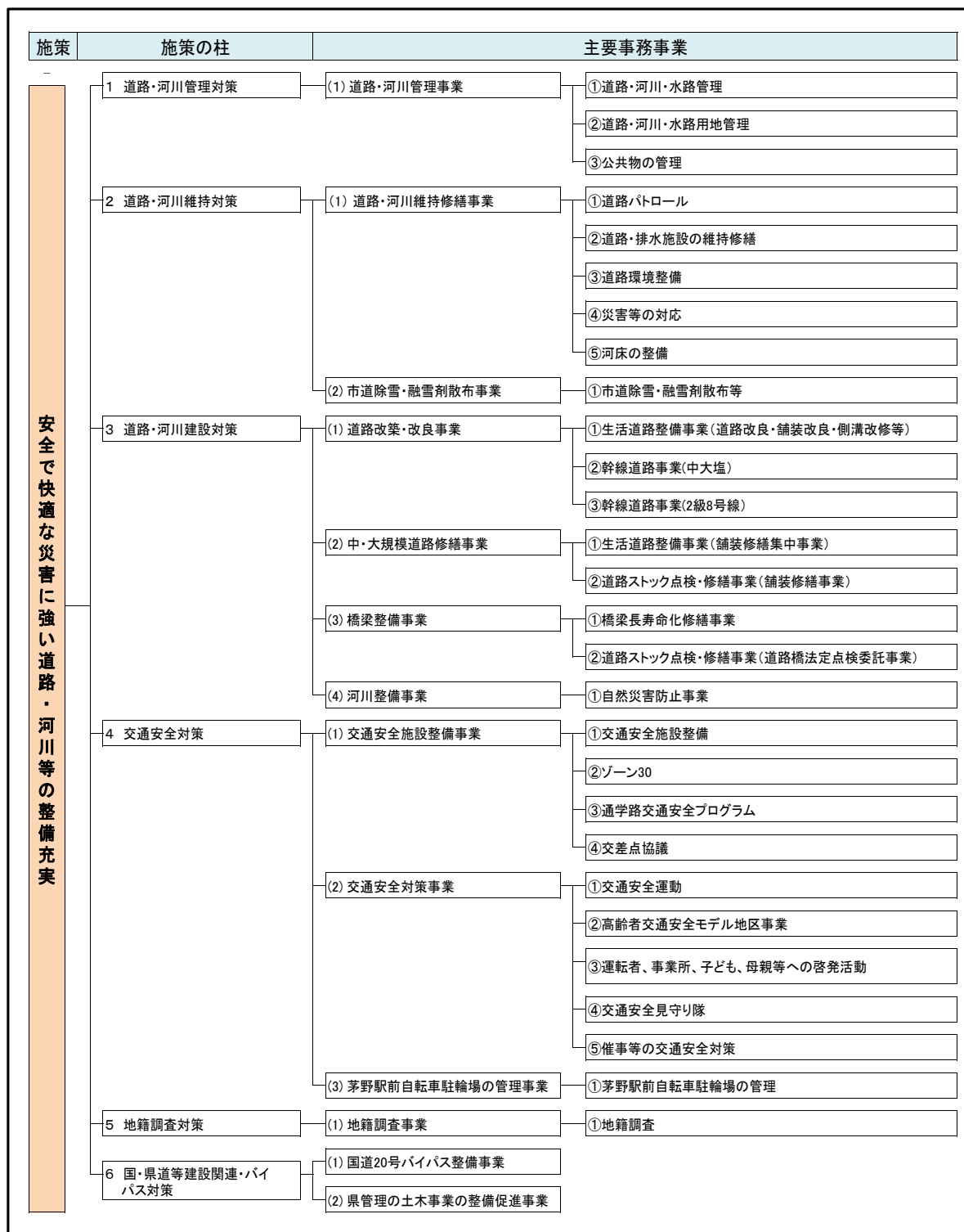
地籍調査事業は、公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化、課税の適正化などに寄与するため、道路・河川等の整備を円滑に進める上で重要な事業であります。

茅野市は対象とする調査面積が広いため、第1次地籍調査事業が完了するまでには長期間を要しますが、国の施策に合わせて事業を推進します。

以上のことを踏まえ、2018年度から2027年度までの10か年に重点的に整備する具体的な事業について本計画で示し、今後、必要に応じて見直しを行うとともに、計画前期から後期への移行時には計画の見直しを行い、効果を発揮する整備計画とします。

茅野市道路河川等整備計画体系図

【図表8】茅野市道路河川等整備計画体系図



1 道路・河川管理対策

(1) 道路・河川管理事業

道路は、道路法の規定により認定、区域決定、供用開始等の法手続きがなされた道路、道路法の適用を受けない道路（法定外公共用道路）及び私人の使用・所有による道路（私道）等に区分されます。

茅野市が管理する道路は、市道及び法定外公共用道路で、道路法に基づいて管理が行われます。道路を管理するためには、その道路の区域を明確にすることと、その実態を十分把握することが大切であります。

また近年は、宅地化が進んでいることにより、河川への水の流入到達時間が短くなっていることから、災害防止が河川管理の重要な責務となっています。

これらのことから、道路、河川等の適切な管理に努めるための具体的事業として実施します。

具体的事業

① 道路・河川・水路管理

道路の管理は、道路法に基づき、道路を常に良好な状態に保ち、維持、修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないため、管理者の義務として、道路の欠陥箇所が原因による事故等の防止に努める必要があります。

道路の欠陥箇所が原因で事故等が発生してしまった場合、道路管理者が管理瑕疵責任を問われることとなりますので、道路欠陥箇所を早期に発見し、早期に対応することが重要になります。

道路はライフラインの収容空間として利用されているため、道路を常に良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないように努め、管理瑕疵責任を問われるような事故等の発生を防止するため、道路維持対策の具体的事業を進めるとともに、道路に係る占用物等の管理を徹底して道路上の事故による賠償の抑制に努めます。

また、道路を管理するため、道路台帳の整備を毎年実施するとともに、道路等の占用物件の台帳管理を行います。

道路の浸水対策として、茅野市には茅野地区に国道20号の下を横断するアンダーパスと上原下町地区に下町排水ポンプ施設の2箇所雨水排水施設が整備されていますので、道路の冠水等による交通障害が発生させないように保守点検を実施します。

近年、異常気象によるゲリラ的な集中豪雨や台風による大雨が発生していることから、河川、水路の管理は、大変重要な課題であります。

このことから、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）に実施した河川及び流域の現況調査を踏まえた河川・水路の管理及び整備のための根拠データとして台帳整備を進めます。

② 道路・河川・水路用地管理

茅野市では、地籍調査が平成24年度（2012年度）から再開したことにより、調査区域内においては、個人の境界確認に合わせて、道路、河川、水路の境界を確認しており、調査区域以外においては、個別に境界確認を行っています。

道路や河川等の用地を管理するために行っている境界確認は、公共事業の円滑化や道路河川等の整備を進める上で不可欠でありますので、引き続き境界確認を進め、公共用地として登記されていない用地の解消に努めます。

③ 公共物の管理

法定外公共物（河川法・道路法の適用を受けない認定外道路・用悪水路等）の管理については、茅野市道路河川等公共物管理条例に基づき適正な管理を行います。併せて、道路・河川等の用地に関する境界確認と同様に用地の適切な管理に努めます。

目標水準

道路等を常に良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないように維持管理することにより、道路における事故防止につながりますので、道路賠償事故の抑制を計画前期の最重点課題として取り組みます。

また、本来道路等の境界は、区域と一致していることが望ましいことではありますが、現況と公図が著しく変わっていることがあります。このことから、境界による問題の発生を防ぐため、計画前期の重点課題として、未登記道路の解消に取り組みます。

【道路事故賠償の抑制】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017年度)	5年後の目標 (2022年度)
道路事故賠償の発生を抑制する	道路事故賠償件数 (件/年)	5件	3件

【未登記道路の解消】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017年度)	5年後の目標 (2022年度)
道路境界と道路区域を一致させ道路用地の権限を取得する	未登記道路用地解消数 (筆数/年)	64筆 (2016年度末)	80筆

2 道路・河川維持対策

(1) 道路・河川維持修繕事業

道路や橋梁などの道路施設は、産業・経済・文化の発展の基盤であり、生活や経済活動に与える影響が大きく、施設を保全し、安全で円滑な交通の確保を図っていくためには、適切な維持修繕が必要になります。

また、堤防、護岸などの河川・砂防施設等は、自然災害等から人命や財産を守るための災害防止、流水の正常な機能の維持、施設の適切な利用、施設周辺環境の保全などを図っていくために本来の機能が常に発揮されるよう、適切な維持修繕が必要となります。

具体的事業

① 道路パトロール

道路パトロールは、委託業務として2名体制で巡回を行います。

道路の危険箇所、損傷状況等について迅速的確な把握と適切な処置（舗装の剥がれ、落下物の処理等）を行います。小規模な舗装の剥がれについては、常温合材で応急処置を行います。（茅野市が所有する道路パトロール車：1台）

② 道路・排水施設の維持修繕

未舗装道路の維持補修については、春先に区・自治会等へ碎石を支給しています。区・自治会等では補修が困難な破損については、業者発注により維持補修を行います。

舗装道路補修については、通行車両等による路面の損傷は、安全で円滑な交通に支障が生じることから、路面状況の把握に努め、路面管理を行います。局部的な穴や段差等により走行に支障が生じる場合は、パッチング等を実施します。

排水施設の維持補修、道路側溝の破損については、区・自治会等からの要望により必要に応じて補修を行います。最近では、高度経済成長期築造箇所の経年による道路側溝の傷みが顕著になっています。破損や劣化により、側溝等がその機能を失い、路面排水に支障が生じる場合に、補修や更新を実施します。

③ 道路環境整備

草刈り、伐採については、法面や道路際等の草木をそのまま放置すると、運転者から歩行者、カーブ区間や主要な交差点における対向車、視線誘導標等の交通安全施設が確認しにくくなるため、地域の状況にあった草や木の管理を行います。交通安全上、支障が生じる場合には、安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理します。

沿道において倒れる恐れがある立木や倒木については、人や車両の通行に支障が生じる場合に除去します。

路面・排水施設等清掃については、道路敷地内に土砂やゴミを放置すると、美観を損ねるだけでなく、路面上ではスリップ事故の要因になり、排水施設では水が流れずにあふれ出し、道路の破損や交通障害の要因になることから、地域の状況にあった路面清掃を行います。路面清掃は、春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施します。（茅野市が所有する路面清掃車：1台）

④ 災害等の対応

平成28年（2016年）8月に、茅野市と茅野市建設業会で締結した「災害時における応急対策協力に関する協定」により、災害時の活動体制を話し合い、豪雨や暴風雨、大地震などの災害発生時の応急対応と活動体制を協議し、迅速な対応へ取り組みます。

湧水、融雪水、降雨、地震、強風等により道路に倒木や土砂が崩落する等、交通障害が生じた場合に、道路交通の安全確保を行います。局部的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合は、走行車両の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応を行います。

⑤ 河床の整備

河床の整備については、区・自治会等から情報を得ながら、河川施設の機能が維持されるよう、土砂等の除去を実施します。河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合は、堆積土砂を除去します。

なお、堆積土砂の除去は、現地の状況を確認しながら、予防保全の考え方を取り入れ計画的に実施します。

(2) 市道除雪・融雪剤散布事業

冬期間の降雪、積雪による幅員の狭小や見通しの悪化、吹きだまりの発生等に対しては、市民生活へ影響が生じないよう除排雪・融雪剤散布を実施し、安全で円滑な交通の確保に努めます。

具体的事業

① 市道除雪・融雪剤散布等

幹線市道の車道の新雪除雪は、車両の安全な走行性を確保するため、道路の利用状況に応じて、原則、走行車線の積雪量が10cmを超えた場合に出動します。

また、特定路線の歩道の除雪は、歩行者の安全な通行を確保するため、原則、ほぼ連続した降雪で積雪が概ね 10 c m を超えた場合に出動します。

拡幅除雪は、車道横の雪山が高くなり幅員が狭くなる等、安全な走行ができない状況となった場合に実施します。運搬排雪は、車道横の雪山が高く見通しが悪い区間や、堆雪する余裕がない区間について実施し、市街地の交通の安全や住民生活に影響を与えないように対応していきます。交差点部等の部分的な運搬排雪は、時期や積雪状況を考慮しながら実施します。路面整正は、天候や道路状況を踏まえながら、路面上にできた轍^{わだち}やアイスバーン等により、車両の安全な走行に支障が生じないように実施します。

融雪剤（凍結防止剤）等の散布は、スリップしやすい路面状況に対応するため、気象や路面の状況を踏まえ、交差点や急勾配部等の区間について実施します。

◇除雪の体制（平成 29 年度（2017 年度））

- ・ 除雪区域 120 路線
- ・ 除雪延長 約 215 km
- ・ 除雪方法 業者及び組合重機借上げ 34 者 1 組合、97 台
（市リース車両：ロータリー車 2 台、除雪ドーザ 2 台、市所有プラウ貸与：2 基）

◇融雪剤（凍結防止剤）散布等の体制（平成 29 年度（2017 年度））

- ・ 散布区域 75 路線
- ・ 散布延長 89.6 km
- ・ 散布方法 業者重機借上げ 6 者、6 台
（内 2 者は共同体）（市所有の散布機貸与：2 基）
- ・ 自動散布装置（小泉大橋） 2 台（市リース装置）
- ・ 滑り止め用砂ポスト 設置箇所（市内急坂部） 35 箇所

目標水準

維持修繕に関する要望等については、天候（降雨や降雪など）等に左右されますが、平成 28 年度（2016 年度）における要望による箇所数は、道路等の維持作業で 241 箇所、道路除雪作業で 4 箇所となっています。

後期市民プランを策定した平成 24 年度（2012 年度）直後の建設課への要望件数は増加していましたが、ここ 3 年は、横ばいか減少傾向になっています。

【道路・排水施設の維持修繕】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017 年度)	5 年後の目標 (2022 年度)
道路通行車両や通行者の 事故防止のため、舗装・ 側溝等を補修する。	舗装等補修工事箇所数 (箇所/年)	415 箇所 (2015 年度実績)	400 箇所

3 道路・河川建設対策

(1) 道路改築・改良事業

道路改築・改良等については、急速な高齢化と少子化による人口減少、自動車の非所有者の増加、公共交通へのシフト、財政的な制約等を考慮し、「合理的かつ効果的な道路整備による安全・快適な道路網の構築」を目標として事業を進めます。

そのため、新規路線については、その必要性や効果、まちづくりとの整合性も考慮し、既存道路を有効に活用したネットワークの構築、機能・役割を共有する路線における未整備区間の解消や整備の不十分な区間又は交差点の改善、路線の連続性や完結性を図りながら整備を進めます。

道路整備の具体的な方針としては、歩行者の安全な動線を確保し、通学路や駅と主要な施設を結ぶ道路などの歩道未設置区間の解消を図り、連続性のある歩道の整備を進めます。

次に、円滑な交通・交流を促す対策としては、変則交差点の解消と右折レーンの不足や未整備の交差点による交通渋滞の解消を図りまた、交通の基軸となる国道、県道などの幹線道路への接続や隣接自治体へのアクセス性を高め、広域的な交流促進につながる道路整備を進めます。

さらに、まちの魅力を高めるための事業としては、幹線道路、工場団地等へのアクセス道路の整備を進め、観光交流や物流機能の向上につなげます。

具体的事業

① 生活道路整備事業（道路改良・舗装改良・側溝改修等）

日常生活に欠かすことができない生活道路等を、より安全・快適に利用していただくため、道路改良、舗装改良、水路・側溝改修及び修繕工事を行います。

区・自治会等からの要望としては、老朽化してきた既存道路や側溝等の修繕工事に関する内容が比較的に多く寄せられており、道路改良は減少傾向になってきています。実施箇所の選定にあっては、有効的かつ効果的な整備箇所を優先し、緊急性や地域バランスを考慮して事業を進めます。

② 幹線道路事業（中大塩）

中大塩住宅団地は、長野県住宅供給公社が造成・販売してから既に40年以上が経過しており、団地内の道路は老朽化が進んでいる状況です。

このことから、幹線道路の歩道は、旧来の規格で作られた波打ち状態になっていますので、歩道の改修を行います。

③ 幹線道路事業（2級8号線）

栗沢公民館下の県道と市道の交差点については、構造上の課題から冬期に多くの事故が発生し、荒神周辺の道路は狹隘であるため、車両のすれ違いが難しい状況にあります。

このことから、県道交差点改良、組合立諏訪中央病院への円滑なアクセス、歩行者の安全確保を図るため、神之原広田地区で実施しているほ場整備事業に合わせて幹線道路を一体的に整備します。

目標水準

【整備路線数】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017 年度)	5年後の目標 (2022 年度)
安全な交通確保のため生活道路を整備する。	生活道路改良等路線数 (路線/年)	—	15 路線

【側溝改修地区数】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017 年度)	5年後の目標 (2022 年度)
通行者の事故防止、水害防止のため側溝を改修する。	側溝改修地区数 (地区/年)	—	25 地区

【幹線道路整備路線数】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017 年度)	5年後の目標 (2022 年度)
円滑な道路網構築のため幹線道路を整備する。	幹線道路整備路線数 (累計)	—	3 路線

(2) 中・大規模道路修繕事業

茅野市内の幹線道路、生活道路の舗装については、路面性状調査や点検により、路面のひび割れ状況等を把握し、計画的な修繕を実施します。

なお、定期的に点検を行いながら、調査や点検による結果に応じて計画の見直しを行います。

具体的事業

① 生活道路整備事業（舗装修繕集中事業）

生活道路については、凍上や経年劣化による舗装の損傷が激しいことから、路面状況の点検を行い、その点検結果により、5か年の舗装実施計画を策定し、平成27年度（2015年度）から第1期舗装修繕集中工事に着手しています。

② 道路ストック点検・修繕事業（舗装修繕事業）

平成25年度（2013年度）に国からの通達により、老朽化の一途をたどる道路ストック（舗装、道路付属物、擁壁等）についての調査・点検を実施しました。

調査・点検の結果から、1級・2級市道等（約122km）の約3割にあたる47kmが修繕を必要とする結果になりましたので、重点整備路線を選定し、社会資本整備総合交付金により順次主要幹線道路の舗装修繕工事を実施します。

目標水準

【生活道路舗装延長】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017年度)	5年後の目標 (2022年度)
利用者の安全な通行確保 のため舗装を修繕する。	生活道路舗装延長 (累計)	14.0 km	37.0 km

【幹線道路舗装延長】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017年度)	5年後の目標 (2022年度)
利用者の安全な通行確保 のため舗装を修繕する。	幹線道路舗装延長 (累計)	3.3 km	6.5 km

(3) 橋梁整備事業

茅野市内にある橋梁は、定期点検により、橋梁の状態を把握し修繕することにより、安全・安心な道路を維持することができます。

橋梁整備については、従来の事後の対症療法的な修繕及び架け替えから、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全的な修繕へと転換して、橋梁の長寿命化を図りながら茅野市内道路網の安全性・信頼性を確保します。

また、定期点検の結果を踏まえ、橋梁の集約化について検討します。

具体的事業

① 橋梁長寿命化修繕事業

橋梁の整備については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化（予防保全型維持管理）に関し、次の観点から整備を進めます。

点検による健全度と路線の重要度（跨道橋、緊急活動用道路指定、交通量、迂回路の有無、孤立の有無等）を総合的に勘案し優先度を検討します。

また、橋脚補強や基礎補強を行い耐震性能の向上を図り、橋台や橋脚天端の拡幅や落橋防止構造の設置を進めます。

基本的には、維持修繕を継続的に実施しますが、損傷が著しい橋、構造が不適格な橋、交通量の増加により交通容量が不足している橋につきましては架替えを行うことも検討します。

【修繕を優先すべき対象橋梁】

- ・ 高速自動車道、鉄道上に位置する橋梁
- ・ 国道、県道へのアクセス路線、市町村間を結ぶ路線に位置する橋梁
- ・ 重要な施設（病院等）へのアクセス道路に位置する橋梁
- ・ 観光地へのアクセス道路やバス路線に位置する橋梁

② 道路ストック点検・修繕事業（道路橋法定点検委託事業）

平成26年（2014年）7月に国土交通省は、自治体が管理する橋の内橋長が2m以上の橋を対象に5年に一度の点検を義務付けています。

このことから、茅野市においては、平成26年度（2014年度）から点検を開始して、30年度（2018年度）に管理している504橋の点検が一巡します。

この点検結果により、平成24年度（2012年度）に策定した橋梁長寿命化修繕計画を見直し、順次計画的な修繕を進めます。

目標水準

【修繕橋梁数】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017 年度)	5 年後の目標 (2022 年度)
利用者の安全確保のため 橋梁を修繕する。	修繕橋梁数 (累計)	15 橋	25 橋

【点検橋梁数】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017 年度)	5 年後の目標 (2022 年度)
橋梁長寿命化のため定期 的に点検を実施する。	点検橋梁数 (橋/5 年)	438 橋 (4 年目)	504 橋

(4) 河川整備事業

河川は、流域住民の生命・財産を洪水から守る治水施設としての役割と、近年は、貴重な水と緑の空間として人々にうるおいを与える役割が重視され、地域と河川の密接な関係を取り戻そうとする気運が高まっています。

こうした状況を踏まえ、必要に応じて、計画から維持管理に至る段階において、流域に居住する住民等と連携した川づくりを目指していきます。

茅野市が管理する準用河川と普通河川は、過去の災害による復旧により、改修されていますが、洪水により大きく影響を受けると想定される未改修箇所を対象に、河川及び流域の現況調査を平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）の5か年で実施しました。

この調査により、対応を要すると判断された箇所につきましては、防災面から優先的に改修計画に位置付け、河川沿線及び下流域の住民が安全で安心して生活するための計画的な改修を行います。

また、河川現況調査結果を河川台帳として利用しながら、定期的に河川巡視を行い、施設の異常の早期発見に努め、速やかな修繕に努めます。

突発的な災害により被災した箇所については、早急に災害復旧事業として対応して行きます。

近年多発しているゲリラ的な集中豪雨や台風による大雨に対しては、市街地における浸水被害を未然に防ぐため、雨水処理計画と整合した河川及び水路整備を行います。

特に、平成29年（2017年）10月22日から23日にかけて茅野市を通過した台風21号による溢水対策としては、雨水処理計画と整合した対策工事を実施します。

河川整備にあたっては、自然環境や景観に配慮した河川整備を基本として、「茅野市公共事業等環境配慮指針」に則り、動植物の生息・生育を考慮し、自然環境の保全や復元・親水性に配慮した整備に努めます。

具体的事業

① 自然災害防止事業

河川現況調査により、護岸や河床などの脆弱な部分を把握するとともに、河川断面面積及び計画高水位等を算定して適切な改修及び修繕工法を決定し、河川における自然災害の防止に努めます。また、防災上危険な箇所に位置付けられている河川についても計画的な改修及び修繕を実施します。

目標水準

【改修河川数】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017年度)	5年後の目標 (2022年度)
水災害を防止するため、 河川を改修する。	改修河川数 (累計)	—	5河川

4 交通安全対策

交通安全対策としては、ハード面の交通安全施設整備事業とソフト面の教育・啓発を基本とする交通安全対策事業があります。また、茅野駅前の交通確保のため、駅前の自転車駐輪場の管理を行っています。

(1) 交通安全施設整備事業

具体的事業

① 交通安全施設整備

自然環境等による影響により、道路反射鏡（カーブミラー等）、転落防止柵（ガードレール等）、道路標識（規制標識、警戒標識等）、その他の交通安全施設（道路案内看板等）は老朽化し、車の走行により道路路面表示（外側線等）が摩耗していることから、交通安全施設の整備を進めます。

特に、道路反射鏡は、冬期の融雪剤散布による腐食、凍結による支柱破裂などにより、倒壊の危険性が高くなっておりまた、鏡面の腐食により白濁化しているものなどが100基以上あるため、計画的に交換を行います。

その他の施設整備については、要望等により現地確認を行い、設置工作物、工法等を検討した上で整備を行います。

② ゾーン30

「ゾーン30」とは、生活道路の安全を確保するため、警察と道路管理者が連携して、一定のゾーン内の道路を最高速度30km/h（キロメートル毎時）の規制をする他、路面標示や標識を整備して、通過交通や速度の抑制を図ります。

茅野市内では4地区（塚原地区・宮川地区・豊平地区・横内茅野町地区）で実施していますので、今後も警察の要請を受けてエリアの新設を検討します。

③ 通学路交通安全プログラム

平成27年（2015年）4月に、「茅野市内通学路交通安全プログラム」により、関係機関と連携して各小学校の児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に努めます。

④ 交差点協議

新設・改良される交差点については、交通安全上の観点から交差点形状や交通安全施設について事前にチェックを行い、茅野警察署と協議して必要な指導を行います。

目標水準

【老朽化ミラーの更新数】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017 年度)	5 年後の目標 (2022 年度)
道路反射鏡の更新により 道路交通の安全を確保する	老朽化ミラーの更新数 (基/年)	1 基	20 基

【転落防止柵の新設・更新延長】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017 年度)	5 年後の目標 (2022 年度)
転落防止柵の新設・更新 により転落事故を抑制する	新設・更新延長 (m/年)	140m	100m

【道路路面表示更新延長】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017年度)	5 年後の目標 (2022年度)
道路路面表示の更新により 交通事故を抑制する	外側線・中央線等の更新延長 (m/年)	14, 495. 4m	10, 000m

(2) 交通安全対策事業

交通安全対策事業は、季別（春、夏、秋、年末）の交通安全運動を中心に実施して、高齢者と子ども、歩行者と自転車を交通事故から守るためのソフト面における交通安全対策を行うものです。

広報・啓発活動が主な活動で、茅野警察署、茅野交通安全協会茅野支部、諏訪地域振興局及びその他関係団体と協力して事業を推進します。

具体的事業

① 交通安全運動

茅野警察署、茅野交通安全協会茅野支部及びその他関係団体と協力して、年4回（春、夏、秋、年末）交通安全運動を実施します。

また、広報・啓発活動として、「広報ちの」による広報、交通指導所による街頭指導、広報車両による広報、高齢者宅訪問指導、飲酒運転撲滅夜間パトロール、人波作戦などを定期的に実施します。

② 高齢者交通安全モデル地区事業

茅野市の推薦により、長野県交通安全推進本部から1地区の高齢者クラブが、「茅野市高齢者交通安全モデル地区」として指定されますので、モデル地区の高齢者を対象にした交通安全教室、家庭訪問などの活動を行い、高齢者の交通安全啓発活動を推進します。

③ 運転者、事業所、子ども、母親等への啓発活動

子どもへの啓発活動としましては、茅野市内の保育園、幼稚園、小学校及び地区PTA等からの要請に基づいて開催する交通安全教室において、交通ルールの学習指導、道路の横断方法、信号機の見方、自転車の正しい乗り方など発育段階に応じた実践・体験型の交通安全指導を行います。

また、子どもから家族に対して交通安全を呼びかける「交通安全メッセージカード」の作成を茅野市内小学校の2年生全員（約500名）を対象に行います。

母親等への啓発活動としましては、保育園や幼稚園での交通安全教室で、子どもと保護者が一緒に受講するなどして母親等の保護者に対する交通安全意識の高揚を図ります。

運転者への啓発活動としましては、季別の交通安全期間中において、交通指導所の開設、人波作戦、ワンポイント作戦などの活動を行い、運転者に安全運転の呼びかけを行います。

運転者への啓発活動としましては、長野県交通安全協会より隔月発行される広報誌「交通しなの」を保育園及び幼稚園を通じて各家庭に配布し、家庭からの交通安全意識の高揚を図っていきます。

事業所への啓発活動としましては、茅野交通安全協会茅野支部の協力を得て、事業所へのポスターの掲示及びチラシの配布等を行い、安全運転の意識高揚を図ります。

④ 交通安全見守り隊

地域にお住まいのお年寄り等の協力により、通学路を通る児童を対象に交通安全指導を行うため、平成27年（2015年）3月にボランティアを募集し、交通安全見守り隊を結隊しました。通学路における登下校時の歩行指導、信号機交差点・横断歩道における横断指導を行い通学路における児童への交通安全を図って行きます。

⑤ 催事等の交通安全対策

市民や観光客が多数集まる催事（茅野どんばん、八ヶ岳縄文の里マラソン、長野県縦断駅伝競走、御柱祭等）の交通安全対策については、茅野警察署、茅野交通安全協会茅野支部及び関係機関と連携して、規制看板やバリケードの設置などによる交通安全対策を実施します。

目標水準

【交通安全教室の実施回数】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017年度)	5年後の目標 (2022年度)
子供・高齢者への啓発活動により交通事故を抑制する	交通安全教室の実施回数 (回/年)	64回	66回

(3) 茅野駅前自転車駐輪場の管理事業

具体的事業

①茅野駅前自転車駐輪場の管理

茅野駅には東口（収容能力578台）、西口（収容能力239台）の合計2箇所（収容能力合計817台）の駐輪場を設けています。

駐輪場の管理については、朝夕の通勤・通学時間帯に自転車等の整理整頓、場内清掃、盗難防止指導などを行い、放置されている自転車等については、条例に基づき適正な管理を行います。

目標水準

【放置自転車の撤去回数】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017年度)	5年後の目標 (2022年度)
茅野駅前自転車駐輪場 放置自転車を抑制する	放置自転車の撤去回数 (回/年)	1回	2回

5 地籍調査対策

(1) 地籍調査事業

地籍調査は、土地分類調査、水調査と並び、国土調査法に基づく「国土調査」の一つで、主に地方公共団体等が主体となって、一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、面積の調査を実施するものです。

登記所に備え付けられている土地の位置を示す図面は、主に明治時代の地租改正時に作成された地図（公図）であり、必ずしも正確なものではありません。

地籍調査が完了すると、現状に合った地籍簿と地籍図が作成され、これを基に登記所では登記簿が書き改められ、現状に合った地図が備え付けられることとなります。

地籍調査による効果は、地籍が明確化されるので、土地境界トラブルの防止、土地取引の円滑化、公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化、課税の適正化などがあります。

具体的事業

①地籍調査

現在、第1次調査対象地域として調査を実施している玉川地区（5.22k㎡）の内、グリーンラインより東側の2.20k㎡を茅野市計画として実施しています。

国の国土調査事業第6次十箇年計画に合わせた茅野市計画は、2019年度までの計画で進めていますので、2020年度以降については、国の国土調査事業第7次十箇年計画に合わせた茅野市計画を策定して実施する予定です。

【図表9】計画地区と実施地区

国十箇年計画	和暦 (平成)	西暦	計画地区		実施地区	
			国の十箇年計画に 合わせた茅野市計画	面積 (k㎡)	茅野市計画のうち 調査を実施した地区	面積 (k㎡)
十第6 年計 画	22	2010	※平成24年度(2012年度)から地籍調査事業を再開しました。			
	23	2011				
	24	2012	菊沢1区	0.23	菊沢1区	0.23
	25	2013	菊沢2区、穴山1区	0.30	菊沢2区、穴山1区	0.30
	26	2014	穴山2区、山田1区	0.29	穴山2区、山田1区	0.29
	27	2015	山田2区、中沢1区	0.28	山田2区	0.18
	28	2016	中沢2区、田道区	0.28	中沢1区	0.16
	29	2017	小堂見区	0.25	中沢2区、田道区 東部中学校用地	0.15 0.03
	30	2018	小堂見区、神之原区	0.31		
	31	2019	南小泉区、緑区	0.26		
	計			2.20		1.34
十第7 年次 計画		2020				
		2021				
		⋮	※国の第7次十箇年計画に合わせて茅野市計画を策定して実施する予定です。			
		2028				
		2029				

【図表 10】第1次調査対象地区と地区別面積一覧表

地区名	ちの	宮川	米沢	豊平	玉川	泉野	金沢	湖東	北山	中大塩	合計
調査対象面積 (km ²)	3.09	4.45	2.21	3.91	5.22	1.65	2.36	2.92	2.06	0.70	28.57

目標水準

2020年度以降におきましても、国の第7次十箇年計画に合わせた茅野市実施計画を策定し、より効率的かつ効果的に調査を推進するため、次の目標水準を設定して事業を進めます。

【地籍調査面積】

目指すべき方向性	管理指標	策定時の現状 (2017年度)	5年後の目標 (2022年度)
地籍調査面積	調査面積 (累計)	1.34 k m ²	2.65 k m ²

6 国・県道等建設関連・バイパス対策

(1) 国道20号バイパス整備事業

国の動向に合わせ、庁内の総合調整をはじめ地元区と国の連絡調整を行います。

なお、茅野市では、国道20号坂室バイパス現道拡幅区間に関しましては、平成30年度（2018年度）から用地交渉の一部を担って行きます。

諏訪郡市国道20号改修・バイパス建設促進期成同盟会に参画し、国道20号の改修・整備に取り組みます。

(2) 県管理の土木事業の整備促進事業

県の動向に合わせ、それぞれの事業に関して、庁内の総合調整をはじめ、区・自治会等と県の連絡調整を行います。

平成30年度（2018年度）からスタートする長野県のみちづくりの計画である「(仮称) 信州みちビジョン」と「天竜川諏訪圏域河川整備計画」等の実行に取り組みます。

さらに、国道299号整備促進期成同盟会、国道152号整備促進期成同盟会に参画し、茅野市内を通る県が管理する国道の整備に取り組みます。

今後10年以内に完成が見込まれる主な県主体事業

- 国道152号 「湯川バイパス」
- 一般県道 払沢茅野線 宮川茅野
- 一般県道 上槻木矢ヶ崎線 栗沢
- 一般県道 茅野停車場八子ヶ峰公園線の無電柱化 仲町～本町
- 火山砂防 蓮井沢
- 急傾斜地 横谷温泉

茅野市道路河川等整備計画

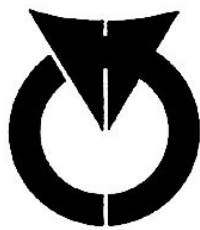
発行 平成 30 年（2018 年）3 月

編集 長野県茅野市（都市建設部 建設課）

〒391-8501 茅野市塚原二丁目 6 番 1 号

TEL 0266-72-2101（代）FAX 0266-82-0235

ホームページ <http://www.city.chino.lg.jp>



みんなでつくる
みんなの茅野市